

## 学校保健理論に関する研究(Ⅲ) — 富士川游の学校衛生観の検討 —

野村良和

### A Study on the Theory of the School Health (Ⅲ) — Evaluating the Theory of School Hygiene Presented by Dr. Yu FUJIKAWA —

NOMURA Yoshikazu

It is necessary now to facilitate the study on the theory of School Health Activities. Because the pattern of disease and causes of death in Japanese people have been changing, and recently, it is requested to reconsider the role of not only school health activities but also school education all.

The aim of this study is to make clear the theory of school hygiene (health) presented by Dr. Y. Fujikawa. Because of his theory had very fundamental and valuable points of view.

The outline and merits of his theory is described as follows.

He had set two areas in parallel position. One was School Hygiene, and the other was Hygiene for Education.

The School Hygiene included the hygiene of school buildings and facilities and the measures to disease of children supported by the preventive medicine.

And the Hygiene for Education included the hygiene of physical education including gymnastics and the hygiene of mental education (Hygiene for Instruction) supported by physiology, psychology and pedagogy.

He emphasized that the concept of the Hygiene for Education was new and had not been understand clearly by many people then, and it should not be done to add some new areas and thoughts to the concept of the School Hygiene.

But his theory had been get no attention, because he had been known as the great scholar of the history of medicine and he had few status in the area of school hygiene study then.

His theory of School Hygiene, especially defining the concept of the terms and discipline, is now highly suggestive valuable for the study on the theory of School Health Activity.

**Key words:** Theory of school health, Hygiene for education, School health activities, School hygiene

#### 1. はじめに

1) 明治期から大正期にかけての学校衛生の一般動向  
わが国においては学校制度発足以来、欧米の情報  
を参考にしつつ学校衛生に関する問題の対応が  
行われてきた。

明治5年の学制発足時の未種痘者就学禁止制度  
は当時の公衆衛生活動を補完する役割を有してお  
り<sup>22)</sup>、また学校管理の一貫としての環境整備活  
動を中心とした学校衛生は学校教育の前提として  
の役割を担っていた<sup>23)</sup>。そして更に従来の学校

における教育方法を衛生的に変革すべきであるといった観点からの学校衛生のあり方も提示された<sup>注1)</sup>。

海外の文献の邦訳を中心として多くの観点や考え方が混在する中で、明治の中期以降は学校衛生関係の制度の整備が進められた。明治31年制定の学校医制度はその代表といえる。しかし明治末期の行政機構の改革により、学校衛生関係の行政機構は廃止、縮小され、「学校衛生の空白時代」とも呼ばれるにいたった。ところが大正期の社会情勢の変動は学校衛生の必要性に結びつくことになった<sup>16)</sup>。すなわち虚弱児童の増加やトラホームの流行といった児童生徒の健康問題や結核教員の増加が顕在化するに伴い、教育界や産業界さらには政府としても健康な国民の確保という共通する観点から、学校衛生施策の充実は無視できない事態となってきた。そこで大正5年6月、学校衛生官制が交付され、制度の復興が行われた。初代の学校衛生官には北豊吉が就任した。更に文部省の中央審議機関として学校衛生調査会が設置され、その後文部大臣の諮問機関となった。ここでは学校衛生官が中心的役割を果たしていた。さらに行政機構における学校衛生関係の事項の取り扱いが徐々に独立し、大正10年には、大臣官房に学校衛生課が設置されるに至った<sup>18)</sup>、<sup>注2)</sup>。

## 2) 学校衛生関係用語の増加

明治から大正期にかけて使用されていた学校衛生に関係した用語は、主としてドイツを中心としたヨーロッパの書物や資料の翻訳であるが、その意味内容については余り厳密な吟味や検討は行われなかった。例えば「学校衛生」の他に「教育病理」や「教育治療」、「衛生教育」、「教授衛生」、「教育衛生」などという用語が使用された。この「教育病理」という言葉は精神疾患者に対する教育であり、「教育治療」とは精神疾患者の治療のことであった。

また「衛生教育」とはその内容からすれば「衛生」について「教育」するいわゆるその後の保健教育（健康教育）であるべきところ、むしろ広義の「学校衛生」といえるものであった<sup>注3)</sup>。

## 2. 富士川游の学校衛生観

### 1) 本研究の意義

一般には医学史研究者として広く知られているまれ、幼名は充人(みつひと)であり、16歳の時に

富士川游(1865-1940)は、広島県で医師の家に生まれ、幼名は充人(みつひと)であり、16歳の時に遊と改名した。広島県病院付属学校で医学を学び医師となるが、若いころから新聞や雑誌に論文や記事の精力的な投稿活動を続け、自らが勤務した「中外医事新報」誌には、医学史を中心に数多くの論文が掲載された。また特に著書である「日本医学誌」<sup>7)</sup>と「日本疾病史」<sup>9)</sup>は現在も尚社会的に高い評価が与えられている<sup>注4)</sup>。

大正3年(1914)には文学博士、翌年には医学博士の学位を得ている。

富士川が児童に関する記事や論文を執筆するようになったのは、明治37年(1904)頃からであり、すなわち40歳頃以降である<sup>1)</sup>。

本研究において富士川の学校衛生観に注目する根拠は以下の2点にある。

1) 富士川は「児童研究」誌上を主に、学校衛生関係の多くの文献紹介や自身の主張をしている。

大正前期の学校衛生領域では、本図晴之助を中心とした大日本学校衛生協会が精力的に活動し、その機関誌の「日本学校衛生」は当時の学校衛生界の中心であった。そして大正後期からは、当時の東京帝国大学・文部省関係者が中心となり、文部省内に事務所を構える帝国学校衛生会並びにその機関誌の「学校衛生」との2本立てとなっていた<sup>25)</sup>。前者には富士川は関わることはなく、後者においてもわずかな関わりのみであった。しかし「学校衛生」誌の第一巻に富士川の論説が掲載された意味は非常に大きい。つまり学校衛生に関係する各界の重要人物の記事と並べて富士川の論説を掲載したということは、当時において富士川が決して無視できる存在ではなかったことを表している。

当時富士川は独自に「児童研究」誌を中心に、学校衛生に関する著述活動を続けていた<sup>注5)</sup>。

2) 学校衛生に関する一定の観点から、先行理論の整理を試みている。

富士川は雑誌論文の他に学校衛生に関係する単行本として、「教育病理学」<sup>8)</sup>、「教育之衛生」<sup>12)</sup>そして「教育病理学」<sup>13)</sup>を残している。

当時学校衛生に関する海外の文献紹介は活発に行われていたが、そのほとんどは邦訳のみに終わっていた。その点富士川は、上記の著書「教育之衛生」において、教育衛生については「バギン

スキイ、オイレンブルグ及びバッハ、ブルゲルス  
 タイン、ヤンケ、パウル、ドルンブリユート、ウ  
 エーメル、ドリガルスキイ、ヒユフレらの著書、  
 特にヤルテルの「独逸学校衛生読本」にはフレ  
 リヒ及びガウベルによる教育衛生の項がある。』<sup>5)</sup>  
 として、それらの整理検討を試みている。

その際に富士川は学校衛生のあり方について、  
 より学校現場の実態に適合させるためには、精神  
 疾患のある子どもへの対応と、心理学や教育学領  
 域の知見を積極的に導入すべきであると判断し、  
 以下のように述べている<sup>10)</sup>。

「学校衛生の重せられざるや久し。今にして忽  
 ち学校衛生の講習の擧あるを聞く。それ或は、斯  
 道開発の先驅か。抑もこの講習に対しては、注文  
 あり、冀くは、その科目中、学校衛生につきては、  
 輓近の進歩の状況を示すに止め、その外、一二の  
 有要あらざる学科を省き、これに代ふるに、精神  
 病学(殊に児童の精神異常)、児童心理学及び教育  
 人類学等の科目を以てせむことを。此の如くにし  
 て、講習も始めて、実際に有要たるを得べく、し  
 からざれば、折角の美擧も労多くして効渺なきに  
 終わるべし。」

そしてそれらは、従来からの学校医を中核とし  
 た学校衛生体制の充実によるとしていることが、  
 次の提言に現れている<sup>11)</sup>。

「学校衛生をして権威あるものたらしめよ。小  
 学校令第一條に児童の身体の発達に顧慮して小学  
 の課程を進めしむるの精神を没却することなか  
 れ。少なくとも、学校医をして学校管理者及び学  
 校教師の相談相手たらしめよ。」

## 2) 富士川游の「教育之衛生」

富士川の著書「教育之衛生」は、学校衛生制度  
 の復興期であると同時に、民間の団体である日本  
 学校衛生協会が活発に活動を行っている時期に刊  
 行された。

その中で富士川は当時の学校衛生の状況を次の  
 ように捉えていた。すなわち初期の「学校衛生」  
 とは理化学的な衛生学の成果を学校家屋及びその  
 内部設備に適用するといった取り組みを中心とす  
 るものであり、いわば教育を受ける際の身体外部  
 にある弊害の除去が目的とされてきた。そしてそ  
 の後、学童の身体の衛生(健康)に関する事項が考  
 慮されるようになり、制度の整備が進められてき  
 てる(例えば学校建築、学校医、学校清潔方法、  
 学校伝染病及消毒方法等)。そこでこれから必要

とされることは、これまでの(教育の)身体外部中  
 心の対応に加えて、教授の方法にかかわる身体内  
 部の事項への対応であり、それが「教育衛生」で  
 あるとして次のように述べている<sup>2)</sup>。

「・・・学校衛生は、輓近衛生学の発展により  
 て得たる知識を学校及びその施設に適用し、児童  
 をして、教育のために受るところの弊害を免れし  
 めんとするのである。然れども、その目的を達せ  
 んには、獨り外部の事情のみでなく、内部の事項、  
 即ち教授の方法にも注目せねばならぬ。すなわち  
 普汎衛生学ばかりでなく、進みて、神経生理学、  
 心理学、及び実験的教育学の知識を籍らねばなら  
 ぬ。故に輓近の学校衛生は、単一のものでなく、  
 学校家屋及びその内部設備の衛生と、学校児童の  
 衛生とを併せたものでなくてはならぬ。」

富士川によれば当時「教育衛生の何者たるかは、  
 教育家の間にも、まだよく知られて居らぬように  
 思われる」といった状況であったが、その「教育  
 衛生」とは、身体的教育及び精神的教育の方法が  
 児童の身体に及ぼすところの作用を研究し、それ  
 基に児童の身体に起こる障害を除去することを目  
 的とし、学校衛生と相俟って学齡期児童の衛生を  
 確保するための重要事項である、と定義している。  
 そしてそれを「身体的教育の衛生」と「精神的教  
 育の衛生」とに大別した。つまり「学校家屋及び  
 その設備の衛生は、これまで、学校衛生として、  
 普通に知られたもので、我邦にても学校衛生法規  
 として、當局者から示されたものは大抵この範囲  
 に属して居る。これは普汎衛生学の領分で、所謂  
 理化学的衛生学によりて得たる知識を適用するの  
 である。しかるに、近時に至りて、学校家屋及び  
 その設備に就いてよりも、学校児童の衛生が、著  
 しく注目せらるるやうになった。すなわち学校児  
 童衛生(Schulerhygiene)の科は、学校衛生  
 (Schulhygiene)中の一特別科目として挙げねばなら  
 ぬほどに著しく発展した。哺乳児から義務教育  
 結了期までの児童の身体的發育は学校生活に至大  
 の意義を有するもので、精神的教育の成績が全く  
 身体的状態の如何に関係することは疑を容れぬこ  
 とであるから、学齡児童の衛生は実に重要のもの  
 として挙げねばならぬ。そして、これは所謂身体  
 的衛生学の範囲に属するものである。」と捉え<sup>3)</sup>、  
 その内容の基礎として重要な参考領域として、以  
 下のものをあげている<sup>6)</sup>。

### ①児童の体格、体質に関するもの

- ②児童の栄養に関するもの
- ③児童身体の発育に関するもの
- ④身体的教育に関するもの
- ⑤脳神経機能に関するもの
- ⑥神経疲労に関するもの
- ⑦精神的教育に関するもの

そして更にこの本の出版について、自らその先駆性を次のように述べている<sup>4)</sup>。

「・・・教育衛生は、学校家屋及びその設備衛生と、学齢児童の衛生とに並び、甚だ重要なものである。しかるに、従来、この種の問題は、まだ十分に世人の注意を喚起するまでに至て居らぬように思はれる、従てこの事に関する研究も甚だ幼稚である。殊に我邦にありては、教育専門家の内にも、教育衛生の真の意義を瞭解して居ないものがあるやうに思はれる。余は固よりその任にあらず、また劣のもので、到底、十分に教育衛生の趣旨を説くことは出来ぬが、しかし、この般の問題のあまりに忽諸に附せらるるは、甚だ遺憾であるから、軌近世に行わるる西洋諸家の著述の内から、肝要の点を抜粋し、これに卑見を加へて、聊か教育衛生の大体を紹介せむことを試みたのである。」

このような意図の下に作られた富士川の「教育之衛生」は以下のような内容構成である。

(天) 児童の身体及び発育

(正常の初生児、大人の身体、大人と小児との身体の差異、身長増加、体重増加、児童身体発達の諸期、本邦に於ける児童の身体の発達、筋肉の発達)

- 児童身体の擁護(家庭に於ける児童身体の擁護、学校に於ける児童身体の擁護)
- 学校に於ける身体的教育、身体運動の衛生的要求
- 身体的教育の方法(戸外遊技、姿勢運動、器械体操、女児の体操、体操時間、少年戸外遊技、遊技午後、裸体体操、遊技、冬季遊技、整形的体操、薄弱児童の為の特別学級、体操免除、学齢前期、学齢期、思春期)

(地) 精神的教育の衛生

- 精神の発達(身長と智力、頭困と智力、身体と智力、脳髓の発育、手と智力、直観と観、感情生活、思春期に於ける精神的变化)
- 学校に於ける精神の擁護
- 精神的作業の衛生(精神的作業能力、疲労、

過労、過労問題)

- 教育の目的及び方法(学校の編成、精神的教育の衛生上要求、就学年齢、共同教育、学級児童数、授業時間割、通学道程、授業時間数、休憩時間、宿題、長休暇、始業時間、午後授業、懲罰、試験、教育品の衛生)

これらの内容に加えて「神経系統の構造と発達」、「神経系統の機能」、「大脳の機能」、「脳髓と教育の関係など」も本来含むべきであり、さらにそれ以外の必要な領域として「記憶の衛生」、「音声及び言語の衛生」、「言語異常の衛生」、「重聴」、「読方及び習字の衛生」、「各種教科の衛生」をあげてゐる。

この内容構成に関わつて、「教育衛生」や「教授衛生」<sup>注5)</sup>を「学校衛生」の範囲に組み入れることは、「その意義、漠然に失するの非難を免れぬ」ために避けるべきと考え、つまり「教育衛生」と「学校衛生」とは対置(併置)されるものとしている。

つまりそれまで一般的に考えられてきた「学校衛生」とは、単なる理化学的衛生の知見(知識)の学校への適用であり、いわゆる学校家屋の設備衛生である。そしてそれと併置される疾病対策が予防医学に基づく学齢児童の衛生である。そしてそれら全体と対置されるものが、体操などを含む「身体的教育の衛生」と、生理、心理、教育学等に基づく「精神的教育の衛生」すなわち「教授衛生」であり、その両者を併せて「教育衛生」として位置づけた。

その考えをまとめると次の図1のようになる。

そして富士川のこの考え方は、その後の「学校衛生」誌における「学校衛生ノ任務ニ就テ」と題した提言にも以下のように現れている<sup>14)</sup>。

「今日ノ普通教育ガ所謂集団学校(Massen-

「学校衛生」	「学校建築及び設備衛生」 (衛生学)
	「学校児童の疾病対策」 (予防医学)
「教育衛生」	「身体的教育の衛生」 (体操ほか)
	「精神的教育の衛生」 = 「教授衛生」 (生理、心理、教育学)

図1 「学校衛生」と「教育衛生」の関係

schule)ノ制度ニヨリテ行ワレテイルトイフコトハ言ウマデモナイ次第デアルガ、コノ集団学校ノ制度ハソレヲ個人教育ノ制度ニ比シテ、経済上、管理上及び教育上ニ多大ノ利益ヲ有スルモノデアルカラ、他ニ更ニ善良ノ方法ノ発見セザル限り、コノ制度ヲ唯一ノ普通教育方法トシテ採用セバナラス。シカシナガラ、コノ集団教育ニ伴ナフ所ノ弊害ニハ看過スベカラザルモノガアル。第一ニ学校ハ児童ニ強制シテ不自然ノ体位ヲ取ラシムルバカリデナク、時間的ニモ、又空間的ニモ、ソノ自由ノ運動ヲ制限スル。コレガ丁度、身体ノ発育期ニアル所ノ児童ニ対シテ多大ノ障碍ヲ與フルコトハ常識ニモコレヲ推知スルコトガ出来ル。第二ニ学校ノ大多数ニテハ、児童ニ起座を強制スルガ故ニ、ソレガタメニ児童ノ姿勢ヲ害スルコトガ甚ダシ。」

「・・・学校衛生ノ任務トシテハ、学校ガソノ児童ニ及ボス所ノ諸種ノ障碍ヲ除クコトニ勉ベキコトガ第一ニ挙ゲラレテイル。」

「・・・学校生活ガ児童ノ身体上ニ及ボス所ノ障碍ヲ明ラカニスルガタメニ、学校児童ノ人類学的特性ヲ研究シ、又ソレガ学校生活ノタメニ侵サル、所ノ状態ヲ明カニスルコトデアル。コノ問題ニ関スル科学的ノ研究ハ固ヨリノコト、コレヲ通俗的ニ宣傳スルコトモ亦、甚ダ急務デアルトイハネバナラス。」

「・・・ソノ方法トシテ最も有力ト認メラル、所ノ体育ニツキテ学校衛生上・・・」

「・・・精神疲労ノ問題ハ、学校衛生上更ニ重要ノ問題デアル。学校衛生ノ任務トシテハ、第一ニ学校児童ノ疲労ヲ科学的ニ検査し、ソノ検査ニ基ツキテ、学科ノ編成、時間割ノ制定、休憩及び長期休暇ノ時日等ヲ一定スルコトヲ勉ムベキデアル。」

### 3. まとめ

富士川は海外の理論の翻訳を中心に関係する用語の範疇について整理検討を行ったが、結論的にはそれ以前の「学校衛生」に加えて、教育の内容に付随する「教育衛生」を併置することの重要性を主張した。

しかしその後文部省により「教授衛生」<sup>17)</sup>と題する図書が刊行され<sup>19)</sup>、その「教育衛生」の内容の一部は一般に確認されたものの、全体構成に関しての富士川の考え方は、ほとんど評価を受け

ることがなかった。

その理由としては、基本的には当時の学校衛生領域において、理論的整理に対する意識が低調であったことがあるが、それに加えて以下の点が指摘できる。

- 1) 当時の学校衛生行政並びに研究の中心は、最終的には文部省のメンバーであり、富士川との距離があったこと。(その時期の中心は、東京帝国大学医学部公衆衛生学教室のメンバーであった<sup>8)</sup>。)
- 2) 富士川は40～50歳代に学校衛生に関する主張を行ったが、全体としては医学史研究者としての評価が高く、学校衛生に関する面での周囲への影響力は弱かった。

それは彼の活躍の場が、当時この分野の代表であった「日本学校衛生」誌(日本学校衛生協会刊)並びに「学校衛生」誌(帝国学校衛生会刊)ではなく、「児童研究」誌であったこととも関係していると判断される。さらには、当時より公衆衛生との接点が多い学校衛生であったが、富士川は内科、特に神経病学を基盤としていたことの影響も考えられる。

本研究で明らかになった富士川の学校衛生論は、「学校衛生」の概念を無制限に広義化することに対する警鐘であった。しかし現実の流れに影響を与えることは出来ず、その後の「学校衛生」の概念や機能の解釈は、その意義や重要性を主張する立場から、教育領域並びに児童生徒や教職員との医療関係などの多くの問題を取り込みながら、広義化・多様化されていった。

現在わが国においては国民全体の疾病構造が変化し、健康問題へのあらゆる方面からの対応の変換が必要になってきている。更に学校教育の役割や機能についても再検討が要求されてきている。そのような状況の下で、学校保健領域に於ける関係用語の定義並びに、その理論的整理が必要であるが<sup>21,24)</sup>、その際にこの富士川の考え方は示唆に富むものと評価される。

尚、本研究の概要については第42回日本学校保健学会において発表した。

### 注

- 注1) その点について鄭松安は、学校の内的機能としての学校衛生の自覚化であるとして、以下のよう分析している<sup>28)</sup>。

表1 富士川による学校衛生関係の誌上論文・記事

タイトル	誌名	巻一号	発行年
教育治療学	児童研究	9-4	1906
教育治療学	神経学雑誌	4-11	〃
小児病ノ歴史(4)	児科雑誌	93	1907
児童研究	児童研究	10-7	〃
色情の教育	〃	10-10, 11	〃
児童ノ身体	〃	11-1~6	1908
授業時間に就いて	〃	11-4	〃
色情の教育(9)	〃	12-1	〃
児童ノ身体及び精神状態記録	〃	12-2~6	〃
学生の身体の変遷	〃	12-3	〃
児童看護及び児童養育の説明	〃	12-5, 6	〃
哺乳児の死亡数	〃	12-12	1909
児童研究の範囲	〃	13-9	1910
生徒の身体の観察	〃	13-9~12	〃
性格学	〃	14-11	1911
児童に関する儀式	〃	15-1~3	1910
学校生徒の自殺	〃	15-2, 3	〃
過敏児童	〃	15-6	1912
本邦児童の身長に就いて	〃	16-6	1913
無力性小児	〃	18-1, 2	1914
児童の欠陥	救済研究	2-11	〃
児童相談所	児童研究	18-6	1915
学校衛生	〃	18-6	〃
体格検査	〃	18-7	〃
学童トラホーム問題	中外医事新報	841	〃
学校衛生	児童研究	18-12	〃
社会衛生論	中央公論	30-8	〃
早熟児童	児童研究	21-7	1918
青年の保健に就いて	〃	21-11	〃
児童の身体	〃	22-1~7	〃
神経質の児童及び其教育	〃	23-9~12	1920
児童の養育	〃	24-2~4	〃
独逸児童の栄養不給	〃	24-9	1921
不良少年の教育病理的研究	中央公論	36-9	〃
学校衛生の任務に就いて	学校衛生	1-1	〃
異常児童調査	児童研究	26-3~27-2	1922
性教育の方法(9)	中外医事新報	1054	1924
児童の身体及び精神	児童研究	27-9~11	〃
学校衛生の革新者シッケル	〃	32-8, 9	1928
児童福利養護	〃	34-5~9	1930
児童期の仮性癲癇	〃	37-7	1934
第一学年に於ける健康指導	〃	37-8, 9	1935

「明治10年代に邦人が著した唯一の学校衛生論である松山誠二の『学校衛生論』は、精神の錬磨による生徒の健康上の損害に対する批判から、「培養ノ方法」に「幼年ノ健康ヲ保護」を加えて、従来の教育方法の「衛生」的変革を主張した。更に、単に知的教授から「精神ト身体共ニ發育スル」ことへ、且つ、教え込むのではなく、生徒の心身發育を助けるように、学校教育を変革することを求めている。」

「明治30年代に入ると、学校管理の一貫としての

学校衛生と「教育の基礎」としての学校衛生(三島通良)との矛盾が現れ、「内的機能としての学校衛生」と「外的機能としての学校衛生」とが溶融し始め、学校衛生問題は新たな展開を見せることになった。」

注2) 当時の学校衛生課には、庶務係、医務係、教授衛生係、体育運動係が設けられていた<sup>20)</sup>。

注3) すでに明治32年に、関以雄により「衛生教育論」<sup>26)</sup>と題する図書が出されていたが、これはその内容からすれば広義の「学校衛生」書といえるものであった。

本書の内容や意義については、文献27)が詳しい。

注4) 富士川游(1865-1940)は、現在の広島市に生まれた。

1887年、広島県立広島医学校卒業、その後、明治生命保険会社の保険医となる。

1898年、ドイツイェナ大学に留学、神経病学、理学的療法を研究。

1900年、「脊髄病と心臓弁膜病との併発について」でドクトル・メディチーネの学位取得。

帰国後、日本橋中州養成院の内科医長となる。

1906年には東洋大学教授となり、「生理学、衛生学」を担当。

代表的著書である「日本医学史」に対し、1912年帝国学士院より恩賜賞、1914年文学博士を授与される。1914年には、「日本疾病史」で医学博士を取得。

数多くの医学史関係の著作活動と併せて、各地で講演や講義を行ったが、慶応義塾大学医学部では永く医学史講義を担当した。

日本医史学会を設立しその会長を歴任し、その他にも多くの組織の要職に就いた。また私立奨進医会、芸備医学会、日本内科学会、日本花柳病予防会、日本児童研究会、医科器械研究会、癌研究会、看護学会、人性学会、犯罪学協会、日本医師協会等の設立やそれぞれの機関誌の刊行にも参画した。

詳細については以下の図書が詳しい。

富士川英郎(1982):富士川游著作集10, 思文閣出版, 京都。

注5) 「児童研究」誌は、日本児童学会の前身である教育研究所から、明治31年に第1巻1号が創刊され、以後児童に関する研究、論説あるいは資料の紹介等を続けている。

また「児童研究」誌には一時期「教育衛生学」の項目がもうけられたが、そこに掲載された記事は以下のようなものである。

学校に於ける過労の問題、授業時間に就いて、シャイ子(ママ)ル氏精神疲労測定法富士川の学校衛生に関する誌上の論説は表1の通りである。

注6) 「教授衛生」という用語は学校医職務規程においても用いられていたが、「もともとド

イツの学校衛生から導入使用された言葉であるが、教授(教授という概念が必ずしも明確ではない)に伴って発生する学校衛生上の疾病や障害を発見・除去するための校医による医学的措置を狙いとしたもので、例えば読書、書取、手工、裁縫、体操等の各科衛生、図書、文学、黒板、机、椅子等の教教具、時間割、授業時間、疲労、試験、体罰、就学年齢といった広範囲に及んでいたが、「学校衛生」との機能的関連も明確なものではなかった」とされている<sup>15)</sup>。

## 引用文献

- 1) 富士川英郎(1982)：富士川游著作集10, 思文閣出版, 京都.
- 2) 同上, p.11.
- 3) 同上, pp.11-12.
- 4) 同上, pp.12-13.
- 5) 同上, pp.14-15.
- 6) 同上, pp.15-23.
- 7) 富士川游(1904)：日本医学史, 裳華房, 東京.
- 8) 富士川游・呉 秀三・三宅鉦一(1910)：教育病理学, 同文館, 東京.
- 9) 富士川游(1912)：日本疾病史, 吐鳳堂, 東京.
- 10) 富士川游(1915)：学校衛生. 児童研究18-6：198.
- 11) 富士川游(1915)：学校衛生. 児童研究18-12：421.
- 12) 富士川游(1916)：教育之衛生, 日本学術普及会, 東京.
- 13) 富士川游(1930)：教育病理学, 教育研究会, 東京.
- 14) 富士川游(1921)：学校衛生ノ任務ニ就テ. 学校衛生 1-1：47-49.
- 15) 細川淳一(1972)：学校保健学会の課題—教授衛生の問題を中心として—. 第19回日本学校保健学会講演集. p.119.
- 16) 数見隆生(1980)：教育としての学校保健, 青木書店, 東京, pp.12-13.
- 17) 文部省(1922)：教授衛生, 右文館, 東京.
- 18) 日本学校保健会(1973)：学校保健百年史, 第一法規出版, 東京, pp.129-133.
- 19) 日本学校保健会(1973)：学校保健百年史, 第一法規出版, 東京, pp.174-177.
- 20) 前掲21), p.132.
- 21) 野村良和(1985)：学校保健理論に関する研究 (I) —アメリカ合衆国における用語概念規定の検討—. 筑波大学体育科学系紀要 8：217-225.
- 22) 野村良和(1986)：明治期における学校衛生の検討—「種痘」および学校環境衛生を中心として—. 筑波大学体育科学系紀要 9：275-281.
- 23) 野村良和(1989)：明治前期における学校衛生の検討—師範学校における「学校管理法」を中心として—. 筑波大学体育科学系紀要12：239-246.
- 24) 野村良和(1991)：学校保健理論に関する研究 (II) —領域構成論の検討—. 筑波大学体育科学系紀要 14：147-154.
- 25) 野村良和(1994)：「帝国学校衛生会」の設立経緯に関する研究. 筑波大学体育科学系紀要17：217-223.
- 26) 関 以雄(1899)：衛生教育論, 南江堂, 東京.
- 27) 滝澤利行(1991)：明治期における「衛生教育」概念とその論理. 学校保健研究33-9：404-411.
- 28) 鄭 松安(1992)：明治前期学校衛生史研究—「学校の衛生的機能」の自覚化過程分析を中心として—. 一橋大学社会科学研究所修士論文.